

# 先物協会ニュース

JCFIA マンスリー

2007年10月号 (No.73)

JCFIA  
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY  
ASSOCIATION

<http://www.jcfia.gr.jp/>

日本商品先物振興協会 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-9 Tel 03-3664-5731 Fax 03-3664-5733

- ◆改正商品取引所法特集 広告規制の基準を明確・具体化 ..... 1 ~ 4
- ◆産構審商品取引所分科会 「金融・資本市場競争力強化プラン」に対応 ..... 4 ~ 7
- ◆平成20年度税制改正要望 金融所得課税一元化を要望 ..... 7
- ◆商品先物取引実態調査 「資産運用の手段として」が63% ..... 7 ~ 8
- ◆中部大阪商取 大阪市場振興戦略会議 ..... 8 ~ 9
- ◆[私の意見] 弁護士・升田 純氏 今に蓄積し、将来に賭ける ..... 9 ~ 11
- ◆商品先物アーカイブス  
合板上場運動のターニング・ポイント 昭和53年5月16日 ..... 11 ~ 13
- ◆東穀取 会員懇親会 3商品のザラ場取引は新年1月から ..... 13
- ◆東工取 理事長会見 取引時間の延長決定 ..... 13 ~ 14
- ◆(社)全国商品取引所連合会が解散 ..... 14
- ◆東穀協会 相場予想コンテスト結果 優勝者4名にコメ10キロ ..... 14 ~ 15
- ◆書籍紹介 「目からウロコの外国為替Ⅱ」 ..... 15 ~ 16
- ◆新会員、第16回全国商品取引員会チャリティーゴルフ大会、会議等予定 ..... 16

## 改正商品取引所法特集

# 広告規制の基準を明確・具体化 損失補てんの手続き制定

金融商品取引法の施行(9月30日)に合わせて、商品取引所法とその政省令の一部も改正・施行され、日本商品先物取引協会の自主規制規則も改正された。改正箇所と改正ポイントについて同協会の早坂義昭事務局長に聞いた。その概要は以下の通り。金融・資本市場、商品先物・同ファンド市場の「規制の横断化」が今回の新法施行の眼目であるため、このルールの変更を把握し、対応できるかどうかは業界の重要な課題である。

## 最高額の表示が最低限必要

まず、最も影響が大きい改正は、「広告規制」の新設で、①規制の対象となる広告等の範囲、②表示の方法、③広告等に表示すべき事項、④誇大広告をしてはならない事項——が定められた。

日商協は、これまで広告に関する規制を「受託業務に関する規則」の第6条に規定していたが、これを独立させ、新たに「会員の広告等に関する規則(広告等規則)」を制定した。広告等規則では、広告等の定義、基本原則、表示義務、禁止行為をより詳しく

定めるとともに、広告に係る社内審査体制を確立するために広告管理者の任命、広告等に係る社内審査基準及び保管体制に関する社内規則の制定、これらの役職員への周知・遵守の徹底が盛り込まれている。また、日商協は、会員及びその従業員が行った広告等が規則に違反し、または違反するおそれがあると認めたときは、当該会員に資料等の提出を求め、事情聴取等調査することができる」と規定した。

また、広告等に関し会員が実務的に対応しやすくするため「会員の広告等に関する指針(広告等指針)」を同時に制定した。

広告等指針では、「1.広告等の規制対象に関する留意事項」で、商品先物取引に関する資料提供に係る広告等、インターネットを利用したいいわゆるバナー広告、第三者が作成したものを会員が広告等に利用する場合も規制の対象になると注意する一方、①名刺程度の内容にとどまるもの、②企業の概要にとどまるもの、③キャッチコピーを付ける程度の企業イメージ広告、④セミナーや講演等の単なる開催案内、⑤マクロ経済レポート等、客観的な情報にとどまる資料等、⑥上場商品の価格動向・取組高等、市場動向にとどまる資料等——は規制対象外であることなどを説明している。

「2.広告等の表示事項」では、法令で表示が義務付けられている6項目——①商品取引員の商号、②商品取引員である旨、③取引証拠金等の額または計算方法、④取引の額が取引証拠金等に比して著しく大きい旨及び取引の額が取引証拠金等の額に対する比率、⑤商品市場における相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失が取引証拠金等の額を上回ることがあること及びその理由、⑥対価(手数料)の合計額または計算方法——と、日商協の広告等規則で表示が義務付けられている3項目——①会員の顧客相談窓口及び日商協の相談センターの所在地及び電話番号、②会員の企業情報は、会員の本・支店及び日商協(本部・支部またはホームページ)で開示されている旨、③自社の判断、評価が入る表示はその根拠——がある。

「3.表示事項の表示に係る留意点」では、まず会員が定めている取引本証拠金額の表示の仕方では最も高い商品の場合の額と最も低い商品の額を表示し、顧客が預託すべき額の程度が分かるように表示することが望ましい——としている。スペースの制約がある場合でも最も高い額だけは必ず表示することが必要で、追加の取引証拠金等が必要となる旨も表示する。具体的には「最初に預託する取引本証拠金の額は商品により異なり、最低取引単位(1枚)当たり最高〇〇円、最低〇〇円です」あるいは「——、最高額は、最低取引単位(1枚)当たり〇〇円です」など。

レバレッジ性の表示についても考え方は同じで、「商品先物取引による取引の額は、最初に預託する額に比べて著しく大きい額となります」という趣旨の表示のあと、「〇倍から〇倍にもなります」あるいは「1枚当たり最高〇〇円、最低〇〇円です」、「最高額は〇〇円です」と表示する。

## 文字や数字の大きさも規定

次に、リスク性に係る表示については、リスクが大きいことを明記するだけでなく、リターンを同時に表示することもできる。例えば、「商品先物取引は、相場の変動によって利益が出る反面、損失の生じるおそれのある取引です。また、取引本証拠金の額に比べて何10倍もの金額の取引を行うため、その利益や損失も預託している取引証拠金等の額に比べると高いものとなります」というのが一例。ただ、リスクとり

ターンを並列に取り扱うこととし、リターンを強調したり、リターンの表示でリスクを見落とすことのないよう十分留意しなければならない。

また、この表示には、文字や数字の大きさについて規定があり、この表示事項以外の事項の文字や数字のうち最も大きいものと著しく異なる大きさで表示することが省令で義務付けられている。これについて広告等指針ではリスクに関する文字または数字がメリット(ハイリターン等)に関する文字または数字と同じか、それ以上の大きさになるよう留意する必要があるとしている。

顧客から徴収する対価が委託手数料以外にない会員は、その額を表示するが、その場合、最も高い手数料の商品の場合の額と最も低い商品の場合の表示をすることが望ましい。スペースの制約がある場合でも最高額の表示は欠かせない。

テレビ、ラジオ、インターネット等による表示については、その媒体の特性から、表示すべき事項のすべてを表示することは実際上困難なので、「商品先物取引は損失を生ずるおそれがあり、かつ、損失額が預託した取引証拠金等の額を上回るおそれがあること」、「事前交付書面の内容を十分読むべき旨」並びに商号と商品取引員である旨を表示することが最低限必要としている。

看板、立看板、広告板、広告塔等の工作物等の屋内外の広告物についても、テレビ、ラジオ等の場合と同様の表示で対応できる。

広告等の表示に係る禁止事項としては、法に基づく誇大広告の禁止事項として7項目、広告等規則で11項目が列記されている。

## 事故確認申請等の手引き作成

損失補てんの禁止も新設された。これは、商品取引員からの損失補てんの申し込み、約束及び履行を禁止するとともに、顧客からの要求も禁止されている。ただし、損失が商品取引所法施行規則第112条に規定する「事故」に起因するものであり、あらかじめ主務大臣の確認を受けている場合や、その他主務省令で定める場合を除いている。主務省令で定める事故の確認を要しない場合とは、省令第103条の2第1項で裁判所で確定判決を得ている場合、裁判上の和解が成立している場合、民事調停法の調停が成立している場合、商品先物取引協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停による和解が成立している場合など1号から10号まで定められている。

これに対応して、日商協は、新たに「商品取引事故の確認申請、審査等に関する規則」を制定するとともに、商品取引員の担当者用に「事故確認申請等の手引き」を作成し、当該手引きを読むだけで事故確認申請等の手続きがわかるようにした。

さらに、法改正によって、不当な勧誘等の禁止の項が拡充され、商品取引員による断定的な判断の提供と虚偽告知が禁止され、適合性原則の拡充で、適合性の判断基準に、「受託契約を締結する目的」を追加し、説明義務の拡充では、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるま



日商協ビル(左)

で説明することが規定されている。さらに損害賠償責任の拡充では、商品取引員の説明義務違反に加えて、断定的判断の提供についても商品取引員の損害賠償責任として規定している。日商協は、これらの改正に関しても「受託等業務に関する規則」、「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」及び「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」の一部を改正し対応を図った。

## 電子取引の責準は30分の1に

省令の改定では、ロスカット等損益限定取引の明確化と責任準備金の見直しがある。委託者の取引において一定の損失または利益が発生した場合にあらかじめ定められた方法で全ての取引を終了させる損益限定取引について一任売買に該当しない旨を規定することにより、一任売買の禁止との関係を明確化した。

商品取引事故が発生した場合に備えて商品取引員が取引金額に応じて積み立てる商品取引責任準備金は、その積立額の計算方法が勧誘を伴う取引については事故率（過去3年間の総取引員額に対する商品取引事故に係る支払金額）が導入された。一方、事故の発生が勧誘を伴う取引に比べて著しく少ない当業者等及び勧誘のない電子取引からの受託については大幅に減額した。商品取引事故の内容、金額別等によって計算方式が異なるが、基本的には、自己取引を除く取引金額の10万分の3相当額を毎月積み立てていたのが10万分の0.1、つまり30分の1になった。また、積立金の取り崩し手続きも簡素化された。

## 産構審商品取引所分科会

### 「金融・資本市場競争力強化プラン」に対応

#### 4回開催、11月中下旬に報告取りまとめ

農林水産省と経済産業省は9月27日、経産省本館特別会議室で第1回産業構造審議会商品取引所分科会を開催した。この分科会は平成15年12月に開かれたあと同16年4月の改正法成立、同17年5月の施行を経て、今年3月14日に3年3カ月ぶりに開かれて以来のもので、今回を第1回として11月中旬までに4回



商取引分科会風景

ほど開く予定。経済財政諮問会議において政府は年内に策定を予定している「金融・資本市場競争力強化プラン」に対応した議論を整理し、取りまとめて報告書を作成する。

### 厳しい現状について説明

まず、主務省が商品先物取引を巡る現状について説明した。国際的な動向に関しては以下の3点を指摘した。①世界全体の先物取引は、2001(平成13)年から06(同18)

年までの5年間で約3倍(出来高ベース)になった。また、近年、大連等中国の取引所の著しい台頭もあり、日本の商品取引所の出来高順位は低下、②各国の商品取引所における利便性・信頼性向上の取組では、電子システムの改良——スピード、安全性の高いシステムの提供、取引時間の延長(24時間化)、商品設計・市場設計の改良、上場商品の拡大・多様化、流動性の担い手に対する優遇支援策、③取引所の株式会社化、M&A・国際連携等の進展。

国内動向としては、以下の4点について説明があった。(1)取引所及び業界の現状＝①平成18年度における出来高シェアは、東京工業品取引所67.8%、東京穀物商品取引所21.8%、中部大阪商品取引所10.2%、関西商品取引所0.2%、②業界の現状は、平成17年8月末現在で93社あった商品取引員数は今年9月27日現在で77社に減少、同じく1万3,898人いた外務員は今年8月末には8,798人まで急減、委託者数は10万5,263人から9万6,915人と10万人台を割った。

(2)国内取引所の出来高及び取引金額の推移＝平成11年の石油市場開設以降、出来高が急増した後、平成16年度以降は大幅減少に転じている。取引金額も大幅な伸びを示していたが、同17年度以降は大幅減に転じている。なお、平成19年度4～8月の実績を前年同期と比べると出来高で23.7%減、取引金額で27.3%減と大幅マイナスが続いている。

## 苦情相談件数は大幅減

(3)委託者とのトラブル(苦情相談の推移)＝国民生活センター調べによる商品先物取引に係る苦情相談件数は、平成17年度に大幅に減少した。苦情の内訳は、不当勧誘が半数以上を占め、次いで仕切回避、無断売買の順となっている。

ただ、海外商品先物取引や海外先物オプション取引、いわゆる「ロコ・ロンドン」まがい取引に係るトラブルが近年、急速に増加してきている。

このため、行政は検査・処分を厳正に実施するとともに、今年7月15日施行の特定商取引に関する法律(特定商取引法)施行令の一部改正政令により、いわゆる「ロコ・ロンドン」まがい取引や「海外商品先物オプション取引等の仲介サービスを特定商取引法の規制対象とした。

(4)監督・行政処分の状況＝①立入検査件数は、平成13年度13件(うち行政処分4件)、同14年度21件(同5件)、同15年度20件(同8件)、同16年度13件(同7件)、同17年度16件(同6件)、同18年度15件(同7件)、同19年度の行政処分件数4件であることを明らかにした。

②法令遵守一斉点検の実施＝平成18年6月28日、商品取引員80社に対し、不当な勧誘を防止する体制等について、商取法に基づく両主務省への報告を求めるとともに、その報告内容につき、苦情の内容を参考としつつ、ヒアリングを実施した。その点検結果を踏まえ、主務省は、商品取引員3社に対し、業務改善命令を発し、日本商品先物取引協会に対しては、再勧誘の防止体制等の自主点検など自主規制の強化の要請を行った。

③事業者による取組＝日商協は、トラブルの着実な解消・会員各社におけるコンプライアンス体制の一層の整備のために平成18年12月に策定した「商品取引トラブル解消アクションプログラム」に基づき、商取法、自主規制規則等の遵守を徹底。具体的

には、公益通報窓口の設置、中堅外務員研修・営業幹部セミナーの実施、特別電話相談の実施（今年3月24日、7月14日実施）、法令遵守状況に係る監査、指導等の実施によるコンプライアンス体制の整備、上級外務員認定制度の実施（今秋スタート）など。

## 高速道路仕様に向かう

こうした取引所・業界の現状説明に対し、全委員18名のうち14名が出席し、全員が意見を述べた。主な意見は次の通り。

「世界規模での急激な市場変革についていくには取引所にとって公平性、透明性に加えてスピードが大切。石油市場の建玉制限、値幅制限の緩和実施に続いて世界最高水準の売買システム導入、株式会社化などの早期実施は国際競争力強化にとって不可欠。柔軟に迅速に全力を挙げて取り組み、中国に主導権を取られないようにしてアジアの中核市場の確固たる地位を確保できるように取り組んでいる」、「石油市場の期近限月の値幅制限の緩和と取引時間の2時間延長（17時30分まで、来年1月実施予定、シンガポール市場とつながる）は当業者にとって大きな意味を持つ。原油相場が乱高下する中で先物利用の重要性は増す」。

「かつてニューヨーク、ロンドン、日本が世界の金融・投資市場の3極だったが、今や株式も為替も商品も日本市場の地盤沈下で3極から外れている。大阪証券取引所の金のETF上場にみられるように投資インフラと産業インフラをつなぐ動きが強まり、証券、商品、金融先物は相互に垣根を越えていくことになるだろう」、「世界の先物市場が拡大し、日本市場だけ低迷しているのは王道を歩んでこなかったからではないか。王道とはプロ同士の売買・取組ということだ。また、取引所間競争に力を入れることが国際競争力の強化につながる」。

「流動性の低下によって日本の商品取引所がなくなる懸念さえある。先物取引は次第に高速道路仕様になってきており、徒歩や自転車に乗っている一般投資家は怪我をするので入ってこれなくなる。一方、ロスカット取引の導入が始まっているが、リスク負担力の面から取引を規制する純資産額規制比率を変える必要があるのではないか」、「グローバルな市場で取引参加する立場から言えば取引所の社会的地位向上が必要で、世界への情報発信力を持たなければならない。商品、証券、債券など別に議論するのでなく、全体として議論すべき」、「商品取引員経営が厳しい中で、グローバル化の動きに対応していかざるを得ない。高速道路仕様で徒歩、自転車は危ないというのであれば、タクシー、乗合バス（ファンド、投資一任等）の利用を考えるしかない。業界の実態をシビアにとらえており、取引所・業界が世界と戦えるようになるための変革のスピードが遅すぎると感じている」。

「平成17年5月の改正商取法施行、日本商品委託者保護基金の発足以来、16件の会員の破綻があったが、委託者債権が毀損したケースは1件もなく、委託者保護は十分に機能している。ただ、商品取引員経営は平成18、19年通期、19年上期と黒字企業は半分以下で、新しいビジネスモデルを構築しなければならない。規制は一律でなく、いいところはいい、悪いところは悪いと区別していただきたい」。

「国際化の問題は必至だが、日本市場の特長、強みは何かを議論しておかないといけない。また、子供の時からの金融教育も必要だろう」。

なお、次回以降の予定、議題は以下の通り。

## 第2回(10月11日)

- 市場の流動性の増大、利便性の向上
- 商品を取引対象としたETF

## 第3回(11月上旬)

- 市場の信頼性の向上
- 委託者保護
- 取引所、取引員等の組織・事業運営

## 第4回(11月中下旬)

- 「金融・資本市場競争力強化プラン」への対応
- 議論の整理・取りまとめ

\*本分科会の資料及び議事要旨は、経済産業省ホームページでご覧になることができます。

## 平成20年度税制改正要望

### 金融所得課税一元化を要望

先物協会は、平成20年度税制改正に関する要望書を9月12日の理事会、同21日の制度政策委員会を経て決め、(社)全国商品取引所連合会、(社)日本商品投資販売業協会との連名で自由民主党の政務調査会税制調査商工・中小企業関係団体委員会及び農政推進協議会等に提出した。

要望事項は次の2点。

1. 商品先物取引(オプション取引含む)の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド(信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型)の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

本要望は、平成18年度以降、3年越しの要望となるが、昨年来の自民党与党税制改正大綱において明記された株式等の譲渡益に係る軽減税率(10%)の平成21年(度)末での廃止と併せて、今回の自民党税制調査会では本格的に議論されることが予想される。

## 商品先物取引実態調査 農水省・経産省

### 「資産運用の手段として」が63% 経験期間1～3年未満が31%

農林水産省、経済産業省は9月14日、平成18年度「商品先物取引に関する実態調査」報告書を公表した。今後の商品先物取引に関する制度立案や運営を行ううえでの基礎

資料として活用するため、委託者(一般投資家)及び商品取引員に対して行ったアンケート調査の結果である。

民間調査機関に委託してアンケート調査票を用いた郵送で調査した。委託者調査は今年1～2月にかけて実施し、対象数は6,636人(無作為抽出による標本調査)で有効回答は2,439名(有効回答率36.8%)、商品取引員調査は今年1月に実施し、対象社数78社(全数)のうち77社から有効回答があった。

委託者調査の回答者の89.3%は男性で、女性は10.1%、残りは不明。年齢は50歳代が27.8%と最も多く、60歳代26.4%、40歳代22.3%で、40～60歳で全体の4分の3を占める。職業は「会社員・団体職員」が26.2%と最も多く、次いで「自営業」が23.5%、「会社・団体役員」が18.5%。年収は、「300万～500万円未満」が25.1%で、「500万～700万円未満」が21.4%であった。

保有資産額に対する商品先物取引への投資割合は、「10%未満」が43.5%と最も多く、次いで「10～30%未満」が31.4%となっている。商品先物取引を始めた動機については、「資産運用の手段」としてが63%、「投機として」は23.5%。商品先物取引の経験期間(累積)は「1～3年未満」が30.9%、「1年未満」の23.8%を加えると過半数を超える。

取引した商品では、「東京金」63.6%、「東京とうもろこし」42.7%、「東京白金」41.5%、「東京ガソリン」36.9%の順となっている。取引を始めたきっかけは「電話勧誘を受けて」が39.9%、「訪問勧誘を受けて」が18%と、約6割が商品取引員からの勧誘がきっかけ。日本商品先物取引協会の認知度については、「知っている」が66.6%、「知らない」が32.9%だった。

## 今年初めの口座数は約9万1,000口座

商品取引員調査の結果によると、取引口座数は平成17年初めには9万9,101口座で、同18年初めには10万1,905口座へ増加したが、同19年初めには9万1,331口座に減った。新規口座数の減少も続いている。一般個人の損益状況については、平成17年から同18年にかけての委託者の減少に伴って利益者、損失者とも減少し、また、売買枚数、取引金額の減少に伴い、利益総額、損失総額ともに減っている。ただ、利益者と損失者の比率は平成17年と18年とで大きな違いはなく、利益者約3割に対し損失者は約7割。登録外務員数は平成17年初めの1万2,635名から18年初めには1万1,312名、19年初めには1万0,024名に減少している。

### 中部大阪商取

## 大阪市場振興戦略会議

中部大阪商品取引所は平成19年9月14日正午より、K K Rホテル大阪(大阪市中央区)で「第3回大阪市場振興戦略会議(議長:仁科一彦大阪大学理事教授)」を開催した。

開会にあたり木村文彦理事長は「大阪センターで行っていた手振り立会は8月末を

もって終了したが、当日、全国各紙をはじめNHKなどテレビ各局の取材が多くて驚いた。これが大阪の先物取引に対する心象だろうから、今後とも使いやすい市場にしていきたい」と述べ、次いで戦略会議の「中間とりまとめ」の報告が行われた。

出席した委員と、オブザーバーの近畿経済産業局、大阪府、関西経済連合会代表も加わって大阪における商品先物の位置づけなどについて活発な議論が交わされ、「中間とりまとめ」の各項は確認された。

## 中間とりまとめ

- I. スペックの見直しを行う（取引本証拠金や制限値段、立会時間の見直しなど、すでに実施したものを含む。以下同）
- II. 大阪市場流動性向上のための諸対策
  - (1) ローラー作戦による受託会員へのキャンペーン協力依頼
  - (2) 受託会員向けキャンペーン
    - ① 定率会費割戻し
    - ② 大阪市場加入等奨励策
  - (3) 一般当業者会員への奨励制度
  - (4) 海外の準会員向けキャンペーン
  - (5) 外務員、一般投資家向けセミナー
  - (6) 広報活動の展開
    - ① 経済団体広報誌などへのPR掲載
    - ② パンフレット作成等

### 私の意見

弁護士

升田 純氏

## 今に蓄積し、将来に賭ける

商品取引員にとっては、法律制度も、経済情勢も、世間の評判も、考えれば、あれもこれも、将来の行く手を阻む絶壁のように見える、今日この頃であろうか。ちょっとした躓<sup>つまず</sup>きは、停滞を招き、停滞は事故を呼び寄せ、事故は不祥事を呼び込む。気がつけば、あり地獄の中でもがくような気分になり、悪夢は、ふっと目が覚めてほしいが、現実である。商品先物取引業界は、様々な場面で不調に直面しているが、長年にわたる諸問題が蓄積しているようであり、何が打開策であるのか、そのトンネルの向こうの明かりも見えないのが現状であろうか。

現在、個々の取引員、振興協会等の関係団体では、それぞれ打開策の検討、他業界の動向の調査、他国の研究等、様々な試行錯誤が行われているが、その試みも実を結ばないと、経営努力にも限界があり、さらなる悪循環も予想されないではない。何をやっても実を結ばないが、一瞬ではあっても、この状態が永遠に続くのではないかとの不安も過ぎ<sup>よ</sup>ぎて来る。



升田 純氏

## 雌伏の時期として捉える

しかし、悪循環に巻き込まれたように思われる現在の事態であっても、悲観的にだけ物事を考える必要は全くないのが、世の中である。所詮、俗世は、「禍いは福の倚る所、福は禍の伏する所」である。一喜一憂せず、現在を耐え、将来に備えること、そのような気持ちを持ち続けることが最も肝要ではないのか。現在をどのように耐えるかは重大な問題であるが、将来の発展を見据えた雌伏の時期として捉えることが重要である。

法律の分野でも、よく見られるのは、どのような職業にある者であっても、どのような高い地位にある者であっても、一度事故、不祥事に陥ると、そのことに気持ちを囚われ(人間の気持ち、心理は、些細な出来事に動かされるが、このような場合には、ある種のうつ状態に陥っているのであろう)、二度、三度と単純なミスを誘発し、事故、不祥事を発生させる事態である。この場合、事故、不祥事の悪循環を切断するためには、まず、過去に囚われる気持ち、心理状態を捨て去ることが必要である(このような状態にして、将来のための各種の対策を検討する余裕をもつことが必要であり、このような余裕を作り出さなければ、悪循環からの回復は期待できないし、将来の発展は期待できない)。個人と同様に、企業にもうつ状態、悲観的な心理状態があり得るから、企業の場合には、経営者、企業全体が気持ちを切り換えることが必要である。気持ちの持ち方は、単純なことであるが、実際は、物事を大きく変化させる要因の一つである。

また、当然のことながら、悪循環に陥っている現在の状態、その原因を自ら徹底的に分析し、その分析をもとに考えられる限りの改善対策、改革を取り上げることが極めて重要であることはいうまでもない。商品取引員は、既にこの分野の専門家であり、そのいくつかの試みを実行していることも間違いはなかろう。それでも期待する効果が生じていないとしたら、その改善対策等が不徹底であるか、的外れであるか、様々な原因があろう。改善対策の実行に当たって重要なことは、現在のよしような深刻な状態においては、過去の実績、過去の柵しがらみを捨て、将来のみを見据えた対策を策定することが重要である。特に現在、業界が置かれている状態は、伝統的な苦情の発生、社会的信用の低下、コンプライアンスの不徹底、新たな需要の未発掘、新たな経営・営業手法の開発、国際化の未成熟等の問題点が指摘されている。このような事態を打開するためには、過去を捨て、新たなビジネスモデルを構築するほかないのではなかろうか。現在のよしような多方面の改善対策につき一挙に実行することが要請されている時期には、新たな商品先物取引に対する企業体制の整備、資源の集中投入が必要であり、現在の一時期を犠牲にしなければ現状を打開し、回復することは極めて困難である。

## 変化には変化で対応

現在のよしような悪循環に陥っている事態では、悪循環を断ち切る対策を実行するとともに、将来の新たな目標を掲げ、新たなイメージを作り出し、新たなビジネスモデルを展開することが最も重要であり、古いイメージを保ちつつ、古い経営、営業を行い、小手先の改善対策を実行するだけでは、到底克服できないのではなかろうか。古来か

ら、人の歴史では、現在業界が直面しているような事態を経験してきたことは多数あり、現在の事態が初めてあるものではない。このような事態において形勢逆転をするためには、古来から、急がば回れとの格言が言い伝えられてきたところであるし、孫子も、「迂を以て直と為し、患を以て利と為す」と教えているのではないか。

現在は、業界にとっては、大きな変化の時期であることは間違いない。変化には、その場で佇むという対策も可能であるが、昨今の現在の事態の分析は、そのようなその場凌ぎの対策が不十分であったことを示している。変化の時期には、自ら積極的に大きく変化し、将来の変化を予測して変化で対応することが最も効果的である。先物取引は、もともと変化、不確実性を読むことに長けた経営、営業である。過去の経営、営業に問題があれば、過去に積極的に決別し、新たなイメージを構築できる新たなビジネスモデルを実行することも、重要な選択肢である。

もちろん、改革の努力は全て報われるわけではない。最後は、運が微笑むかどうかも重要であるが、過去を引きずりながら、過去の負担を担いながら現状を打破することは極めて困難であることも間違いない。同じ改革の努力をするなら、運を呼び込む改革の努力が現在業界が直面しているリスクをより軽減するのではなかろうか。

## 合板上場運動のターニング・ポイント

昭和53年5月16日

### 10年間続いた夢消える

#### 永大産業が戦後最大の倒産

合板取引所設立運動のはじまりは、大阪万博後の相場乱調に端を発する。当時の津田産業(株)(大阪市住之江区)津田良太郎会長の提唱で昭和46年9月に「関西合板流通研究会」が結成され、仲間取引のなかで実験的に3カ月の先物取引をはじめていた。

昭和52年(1977)5月、さらに前進させた「関西合板取引所設立協議会」を、丸八木材(株)(大阪市浪速区)の竹田平八会長と2人で発起人になり設立。「合板業界の安定的発展を求めて先物取引を実施し、需給の調節と価格変動によるヘッジング、公正な価格形成と契約の円滑化を促進する。建材業界にとって未知の分野だが、既存の商品取引所とは一線を画した、我々の手による我々のための取引所を創設したい」と呼びかけた。

顧問に大阪砂糖取引所(当時)中川秀助専務理事が就任。8月、大阪木材会館(大阪市西区)で創立総会が開かれ、ベニヤ、木材、



大阪合板取引所ガイド

合板などの流通業者を中心とした26社が参加した。その背景には合板不況があるが、大手合板メーカーは7月から強制カルテルを実施していたこともあって参加をしてこない。

①先物は博打場、②メーカーの価格主導権が奪われる、③投機資金乱入で不公正な価格になる、④生産設備の過剰分の廃棄計画が近日中に実施される——など、反対意見を示してきたのだ。

協議会側は細かく反論をし、53年2月、「合板取引所早期開設願い」を食品流通局長と林野庁長官に提出した。難色を示したのは林野庁で、トップメーカーの永大産業が「戦後最大の倒産」をした影響とその行方を見極めたいと、成否は林野庁にかかってきた。

## 当分の間、静観しつつ休眠する

協議会は、原局の林野庁林産課との説明会を早急に行うことで、うまくいけば6月中に政令改正が発令され、本格的に会員募集、創立総会の準備が可能となると判断していた。

ターニング・ポイントは5月16日のこと。林野庁林産課は、「合板取引所の設立計画には具体的な日程があるようだが、林野庁としては日本の合板工業の未来展望を立てたうえで、合板取引所の設立に対して意思表示しなければならない。それには多くの問題があって、早急には結論はだせない」と応じた。

協議会側は、昭和53年8月に創立総会を行い、10月に取引所開設という予定を内部の目標にしていること。取引所設立は小さな規模からスタートし、関係諸官庁のご指導のもとに慎重に進めていきたいと説明。

53年6月21日、林野庁林産課で詳細についての説明会開催。林野庁は「初めての会合であり、我々は白紙の立場で承りたい」と挨拶したが、マスコミは「最初のボタンのかけ違い」と報道。

8月8日に林野庁第二会議室で第2回説明会開催。4時間にわたり質疑応答。10月6日、第3回説明会。質問は合板メーカーに賛同者が少ないのはなぜか。関西地区の流通業者の一部のだけの主張ならば、合板行政担当としては、取引所設立に同調しかねると表明。

昭和54年2月6日、第4回説明会。商取業界の展望や取引員の体質など突っ込んだ質問となった。2月20日、林野庁需給対策室が「合板取引所は大阪の納材業者の一部が計画しているもので、林野庁としても日本合板商業組合や日本合板工業組合連合会が反対しているので賛成できない」と述べる。

8月17日、商業課が次のように表明した。

- (1) 財政基盤の弱い新規取引所の設立は認めない。合板の単独取引所には同意しない。
- (2) 商品取引員数を増員する考えはない。

これを受けた9月11日。協議会は緊急集会を行い、「合板業者の手による、合板業者のための新取引所を創設する」は修正せざるを得ないと激白。それからは政治問題化して混沌としてくるが、昭和61年9月6日、「当協議会は、事態の推移を静観しつつ慎

重に対応していくため、当分の間、休眠する」と表明。10年間つづいた合板上場の夢は消えた。

## 東穀取 会員懇親会

### 3商品のザラ場取引は新年1月から

東京穀物商品取引所と東穀協会は9月1日、恒例の会員懇親会を開いた。業界が極めて厳しい経営環境にある中で、200名以上が出席、活発に意見交換した。

冒頭、渡辺好明・東穀取理事長は、まず、10月1日からアラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖の3商品をザラバシステム取引に移行する予定であったが、システム上の問題発生で実施を延期



懇親会風景

したことに、「嬉しい報告になるはずだったがお詫びすることになって申し訳ありません。取引所にとって素早い価格情報は生命線であり、3カ月以内にテストランを重ね、来年早々には確信の持てるシステムでザラバ取引を開始できるように総力を挙げて取り組んでいる」と強調、同時に「国際化の荒波にさらされつつも、東穀取らしき特徴ある取引をみなさんの知恵を借りながら構築し、国際的にも名誉ある地位を占めたい」と覚悟を示した。

東穀協会の多々良義成会長は、「新しい姿の未来像が輝かしいものであるように」と乾杯の音頭をとり、同協会の清水清副会長は、「前を向いて進むしかない。ゆくゆくはコメ上場に期待している」と締めくくった。

## 東工取 理事長会見

### 取引時間の延長決定 金ミニ取引順調

東京工業品取引所の南學政明理事長は9月19日、理事会後の記者会見で、取引時間の2時間延長の正式決定、金ミニ取引の状況、石油市場の商品設計の改善及びロスカット制度について説明した。要旨は次の通り。



東工取理事長記者会見

取引時間の延長については、平成20年度中の稼働を目指す次期システムにより、24時間化を含め本格的に対応したいと考えているが、取引所間競争に鑑み、早期にできる限りの対応をすることが求められている。このため、現行システムの大規模な改修を伴わない範囲で、取引時間を延長することについて検討を重ね、終了時刻の2時間

延長(17時30分まで)を本日の理事会で承認いただいた。主務省の認可次第だが、明年1月初めからの実施を予定している。これによってシンガポール市場との時間的接続による取引の活性化が見込まれる。

金先物ミニ取引は7月17日の開始から2カ月が経過しただけで、評価を下すにはまだ早い。まずまずの滑り出しで、着実に定着しつつあるとみている。商品先物の初心者の方々にも安心して取引していただけると期待している。取扱会員も当初の24社から31社に増えている。大切に大きく育てていきたい。

石油市場については、当業者ニーズを踏まえ、制限値段と建玉制限の緩和、本証拠金基準額の算出方法の変更を本日決定した。制限値段については、これまで1,800円だったものを10月1日から2,700円程度に緩和する。また、建玉制限も現物を取り扱う当業者等について大幅緩和する。例えば、ガソリン、灯油の当業者の委託者については、当月限を400枚から2,000枚へ、翌月限を800枚から3,000枚へ、その他限月を2,400枚から5,000枚にする。取引本証拠金は制限値段から切り離し、直近の価格変動に応じた額に変更する(9月の水準からすると10月から13万5,000円とする予定)。

また、現在は金先物ミニ取引にのみ適用されている「ロスカット制度」を、弊所の全商品への適用を明年1月を目途に実施したい。

## (社)全国商品取引所連合会が解散

(社)全国商品取引所連合会は9月26日の理事会で、平成20年3月末に解散することを決めた。昭和42年4月の設立(6月に社団法人に)以来41年間の歴史の幕を閉じる。

10月以降は、解散に向けて事業の整理を行い、19年度事業は順次縮小または廃止する。なお、各商品取引所の連絡調整に必要な任意の連絡組織として、最小限の体制を別途整備する。

### 東穀協会 相場予想コンテスト結果

#### 優勝4名にコメ10キロ

東穀協会は、8月27日から29日の3夜連続で開催した第1回プロフィット・セミナーの中で実施した今年の9月末相場予想コンテストの結果を10月1日に発表した。

ズバリ正解者はいなかったが、最近似値の4名が見事に当選した。①とう

もろこしはカネツ商事の安田義一さんとオリエント貿易の勝間田宗夫さん(ともに30,000円)、②Non-GMO大豆はアルフィックスの堀内英和さん(59,670円)、③一般大豆はカネツ商事の有村恭平さん(54,910円)が最近似値を予測、見事に優勝した。

優勝した4名には多々良義成東穀協会会長から「優れた先見性を発揮され、おめで



とう。これからもお客さまのプロフィット(利益)を最優先に頑張ってください」との趣旨の表彰状と副賞として新潟県魚沼産コシヒカリ10キロが贈呈された。

9月の穀物相場が予想外の高騰を演じたため、各商品とも大番狂わせ続出となり、相場予測の難しさを改めてみせつけた。とうもろこしでは最安値22,000円から最高値40,000円まで126名の投票者の中で5番目の高値を予想した勝間田さん、安田さんが勝利した。同じく一般大豆でも4番目の高値が最近似値となった。またNon-GMO大豆でわずか10円違いとなった堀内さんは「お客さまに儲けていただいて『ありがとう』といわれる時が一番うれしいですね。ケイ線よりは需給で読むことが多い。12月限が納会するまでは買いでしょう」と強気見通しを語っていた。堀内さんは社内では最近「当たり屋」と称されているそうだ。

## 書籍紹介

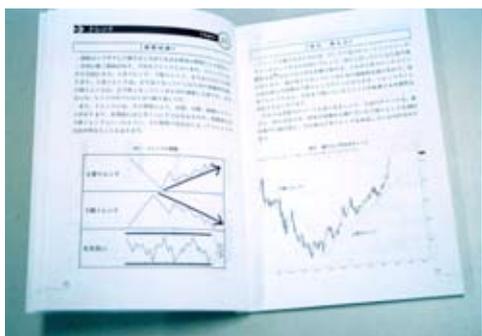
「目からウロコの外国為替Ⅱ」 「目からウロコ」シリーズ制作委員会

### テクニカル分析の全容をわかりやすく

株式相場であれ外為相場であれ、価格は需要と供給の関係や、その需給関係を左右する経済情勢・金利動向などファンダメンタルズを反映するので、相場の先行きを見通すには、まずファンダメンタルズを分析する必要がある。一方で、相場は市場に参加している人たちの欲望や不安といった心理的なことに左右される面も大きく、ときにはファンダメンタルズ分析だけでは説明がつかない状況が起きる。

このため、相場の流れ、傾向、人気などを読み取るための様々なテクニカル分析(チャート分析)の手法が考案され、幅広く活用されている。テクニカル分析は、価格・取引の変動・時間から相場を分析・予測することでファンダメンタルズとは一線を画するが、全てを包括する結果(相場)をみて判断するので、ファンダメンタルズが与える影響も含んだ分析手法とも言える。

そこで、ローソク足(分足、週足、月足など)の基礎知識・見方・考え方から始めて、トレンド(一定期間一方向に動く傾向)、天底のパターン(底値圏、天井圏で現れやすいパターン)、移動平均線(相場のジグザグな動きをなめらかにして傾向を把握)、RSI、ストキャスティクス(いずれも売られ過ぎや買われ過ぎを判断)、パラボリック(2本の放物線状の線を用いて売買シグナルを判断)、カギ足(実線と点線で表す最も線的なケイ線)、新値足(高値・安値を更新した時を陽線、陰線で表して転換期を判断する)、ポイント&フィギュア(チャートに時間の要素を加えない超時系列チャートの代表)、



トレンド説明

エリオット波動(長期の値動きを波動ととらえて解釈)など内外の分析手法を最近の為替相場動向をベースにして網羅的に紹介している。

自分の好みや相性のいいものを身に付ければ一生の財産になる——と監修者は述べている。

## 新 会 員

## フィマット・ジャパンとインヴァスト証券

先物協会は9月12日の理事会で新会員2社の加入を承認した。

フィマット・ジャパン株式会社(東京都港区海岸1丁目11番1号、代表取締役社長ジュリアン・ルノーブル、資本金8億7,500万円、平成19年4月20日設立)。9月12日付で加入。今年7月12日にひまわりCX(株)より事業譲渡された。

インヴァスト証券株式会社(東京都港区西新橋1丁目6番21号、代表取締役社長石井秀明、資本金59億5,400万円、昭和35年8月10日設立)。三貴商事への取次ぎ業務を行う。事業認可日の9月27日付で加入。

## 第16回全国商品取引員チャリティーゴルフ大会

### 中島秀男・第一商品副会長が優勝

第16回全国商品取引員チャリティーゴルフ大会が10月5日、鳩山カントリークラブ(埼玉県比企郡鳩山町)で開かれ、58人が参加、中島秀男・第一商品副会長がグロス92、ネット71.6で優勝した。準優勝は佐藤陽紀・ハーベストフューチャーズ会長で、グロス79、ネット71.8。3位は多々良義成・豊商事相談役でグロス83、ネット72.2。



優勝した中島氏(右)

当日集まったチャリティーは、NPO法人救急へり病院ネットワーク(理事長: 国松孝次氏)に贈呈される予定。

## 先物協会の今後の会議等の予定

第24回	広報委員会	10月24日(水)	14:00～	先物協会・会議室
第26回	総務委員会	11月2日(金)	14:00～	先物協会・会議室
第65回	制度政策委員会	11月8日(木)	14:00～	先物協会・会議室
第57回	理事会	11月22日(木)	12:00～	先物協会・会議室